

### 第 3 5 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第 1 4 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 1 5 条第 1 項中「前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する」を「前条第 2 号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に、「当該会計年度任用職員」を「、当該会計年度任用職員」に改める。

第 1 8 条を第 2 0 条とし、第 1 7 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 1 8 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、

当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

非常勤職員が育児休業等を取得するための要件を緩和するほか、育児休業を取得しやすくするための措置について規定を設ける必要があるため、この条例案を提出いたします。